

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	後期高齢者医療保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

内灘町は、後期高齢者医療保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

内灘町長

公表日

令和4年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務
②事務の概要	・高齢者の医療の確保に関する法律その他関係法令に基づき、被保険者の各種資格に関する申請及び届出の受付、被保険者証等の交付及び返還、医療給付に関する申請及び届出の受付、保険料の計算及び賦課等に関する届出の受付、保険料の徴収、滞納管理を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①被保険者等の資格に関する届出受付 ②医療給付に関する届出受付・所得区分等の確認 ③保険料の賦課・更正、減免、徴収 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。
③システムの名称	後期高齢者医療システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 収納管理システム 滞納管理システム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル 収納情報ファイル 滞納情報ファイル 口座情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の59の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」となっている項 (83の項) 【情報照会】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっている項 (82の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民福祉部保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1 TEL076-286-6720
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	町民福祉部保険年金課 〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1 TEL076-286-6702

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [☐] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	I.3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 59項 平成26年内閣府・総務省令第5号第46条	番号法第9条第1項及び別表第一の59の項	事後	
令和4年3月11日	I.4.②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」となっている項 83項 【情報照会】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっている項 82項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】未制定 【情報照会】未制定	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」となっている項 (83の項) 【情報照会】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっている項 (82の項)	事後	
令和4年3月11日	II.1 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和4年3月11日	II.2 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	